平成２４年（フ）第５５８号
仙台市青葉区上杉５丁目４番15号　第５ショーケービル202
債務者　及川美智子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５７５号
宮城県黒川郡富谷町あけの平１丁目13番地９
債務者　板垣　洋子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成24年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４５０号
神戸市須磨区白川台７丁目３番地の11　農住Ｇ―301号
債務者　神宮　知枝（旧姓布施）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５３号
神戸市北区花山台６番20号
債務者　谷内装こと　谷　　大介
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５４号
神戸市北区花山台６番20号
債務者　谷　　静代（旧姓松池）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６３１号
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目４番６―403号
債務者　百瀬美知代
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６７３号
神戸市中央区元町通６丁目６番16―132号
債務者　赤澤　拓也
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３５号
鳥取県倉吉市昭和町２丁目90番地２　セレニティ101号
債務者　田中有紀子
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第４５号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬2062番地
債務者　藤井　伸二
1　決定年月日時　平成24年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第３１号
群馬県みどり市笠懸町鹿4262番地21　グランドパレスＣⅣ201
債務者　小倉　昌美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第５６号
三重県名張市新田1270番地６、前住所三重県名張市希央台３番町36番地　フレスクーラハウス103号
債務者　松江　安里（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第５７号
三重県伊賀市緑ケ丘中町1586番地の１　カーサ・デ・コリーナ２階Ｂ
債務者　久保美代子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第９２号
鳥取県鳥取市滝山547番地21
債務者　福島　良生
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７号
鳥取県米子市目久美町25番地２　ベルトピアＡ305号
債務者　足立美和子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１２０号
鳥取県米子市車尾５丁目12番27号　７号
債務者　玉橋　詔子
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４９２号
北九州市小倉北区下到津１丁目５番12―901号
債務者　﨑山　千秋
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０７号
宮崎県都城市上長飯町２号６番地９
債務者　崎山いづみ
1　決定年月日時　平成24年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　宮崎地方裁判所都城支部